

事務所通信

2010年8月号 No.62



(猛暑の中の向日葵)

CONTENTS

- | | | | |
|--------------------------------|----|----------------|----|
| ● 所長コメント
…会社をダメにする社長の行動パターン | P1 | ● 熱中症対策 | P4 |
| ● 夏祭りの協賛金 | P2 | ● 税務Q&A | P5 |
| ● 月額変更届 | P3 | ● お知らせ おもしろ雑学 | P6 |
| | | ● 休日カレンダー あとがき | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

◎会社をダメにする社長の行動パターン

いくら発想や姿勢が良くても、日常的な行動が伴わなければ経営者とはいえません。以下に挙げるのは会社をダメにする社長の行動パターンです。これらを反面教師とし、この先自分がどのように行動していくべきか考えてみましょう。

①会社のお金を個人的な用途に使う。

一例として、社長仮払金や社長貸付金が精算されずにいつまでも残されている例があります。これらはその都度、精算されるべき性質のものです。社員に対して、内部規律等を守るようにいいながら、自分だけは例外にしている経営者は、信頼されません。このような場合は、金融機関の対応もシビアで、それらの精算を継続取引の条件にすることもあります。

②出勤が遅い。

出勤が遅く、時間にルーズな経営者では社内の雰囲気も良くありません。一日の始まりが引き締まったものにならないからなのでしょう。

③行方不明になる。

顧客をまめに訪問でもしていれば話は別ですが、社員の誰も社長の行き先を知らないというのはある意味で異常事態といわなければなりません。

④ゴルフが多い。

会社の業績が逼迫して抜き差しならなくなってきた場合、どんなに好きでもゴルフは止めるべきです。ゴルフは貴重なビジネスの時間をほぼ一日も費やす娯楽だからです。付き合いだから仕方がない、という言葉がいかに空虚なものか、本人が一番よく分かっているのではないのでしょうか。

⑤仕事と接点の少ない親睦団体等に時間をとられている。

こういった組織への加入は本業に余力があつてのことです。利害関係の伴わないこれらの組織内の人間関係は居心地もよく、それなりの意義もないわけではありませんが、本業が不振であれば、見直してみましょう。

以上はTKC出版の後継者塾テキストから抜粋したものです。ゴルフの好きな人には攻撃的な内容で、少し躊躇したのですが私も反省すべきところがあり、自戒の文章として掲載しました。



夏祭りの協賛金

夏祭りの協賛金

梅雨が明けてさっそく猛暑日が続いており、本格的な夏の到来を感じます。夏の楽しみといえばお祭りや花火大会を挙げる人が多いことと思います。こうしたイベントの運営は、その地域の企業などから募る協賛金で賄われている部分が多いですが、その協賛金は事業に直接関係のない者に対する金銭による経済的利益の無償供与であるため、税務上、原則、寄附金に該当することとなります。

しかし、単に協賛金として金銭を支出しただけではなく、協賛金を支払うことによって、会場に企業名が書いてある提灯が吊るされたり、花火の打ち上げ後に協賛企業としてアナウンスされたりするような場合、不特定多数の者に対して宣伝効果が期待できるため、基本的には寄附金ではなく、広告宣伝費と認められるようです。

ただし、協賛金を支払ったことにより、こうした広告宣伝がされても、それが支払った協賛金と見合う内容かどうかの問題はあります。例えば、「花火一発・協賛金〇〇万円」の花火大会の募集に協賛金を支出し、花火の打ち上げ後に「今の花火は△△株式会社の協賛によるものでした。」と協賛企業名がアナウンスされたとしても、実際に支払われる協賛金が募集要項に示された金額を大幅に上回るような場合には、広告宣伝費とは認められないことも考えられます。

他方、主催者側で協賛金の金額につきどの程度の大きさの広告スペースを提供するかを明確にしているような場合には、広告スペースに応じて支払った協賛金の対価性は明白であるため、広告宣伝費として認められるでしょう。

もっとも、その協賛金が取引先相手を獲得する目的で支払われていた場合、交際費等に該当することも考えられます。

つまり、協賛金という名目で支出されているものではあっても、その実態によっては寄附金に該当しない可能性があり、個々の実態に即した対応が求められるわけです。

なお、支払った協賛金が寄附金に該当しても、通常、国や地方公共団体等に対する寄附には該当せず、一般の寄附金となるため、限度額計算の範囲内ではか損金に算入できません。



参考：週間税務通信No.3124 より

< 原 >

月額変更届

「随時改訂」とは、昇給や降給により報酬が大幅に変わったときに、社会保険料の額を新たに決定するための手続をいいます。このときに提出すべき届出書を「月額変更届」といいます。

月額変更届を提出しなくてはならないとき

次の全てに該当した場合、月額変更届を提出しなくてはなりません。

- ① 固定的賃金に変更があったこと
- ② 変動があった月以後3ヶ月間の報酬平均額が変動前の「標準報酬月額」と比べて2等級以上の差が生じたこと

※ 2等級以上の差の判断は、固定的賃金の変動差額だけでみるのではなく、残業手当などの非固定的賃金を含めた総報酬額で計算した結果で行います。

- ③ 固定的賃金の変動した日以降、引き続き3ヶ月における報酬を支払われた期間の支払基礎日数が17日以上であること

よくある質問

Q. 固定的賃金・非固定的賃金とはどのようなものをいうのでしょうか

A. 「固定的賃金」とは、基本給・家族手当・役職手当・住宅手当・通勤手当など、稼働や能率の実績に関係なく、月単位などで一定額が継続して支給されるものをいい、「非固定的賃金」とは、残業手当・宿日直手当・皆勤手当など、稼働や能率の実績により増減して支給される報酬をいいます。

Q. 固定的賃金の変動はありませんでしたが、このところ残業が多く、給与の支給総額が大きく変動し、これまでの標準報酬月額と比べて2等級以上の差が生じそうです。月額変更届を提出しなくてはならないのでしょうか

A. 残業手当などの非固定的賃金に変動によって、従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差が生じた場合であっても、給与体系が変更（固定的賃金の変動）しない限り定時改訂には該当しないため、提出する必要はありません。

Q. 昇給により基本給が上がりましたが、この基本給の変動だけでみると1等級の差にしかありません。ところが残業も多くなり、昇給後3ヶ月間の平均を計算すると2等級以上の差が生じます。この場合は定時改訂に該当するのでしょうか。

A. 固定的賃金の変動だけでは1等級の差であっても、該当する期間の非固定的賃金を含め報酬全体で平均すると2等級以上の差が生じるのであれば、随時改訂に該当しますので、月額変更届を遅滞なく提出しなくてはなりません。

< 伊 藤 >

熱中症対策

今年は梅雨が明けた途端、各地で連日真夏日となるほど、非常に暑い日が続いています。それに伴い、熱中症の患者が急増しているというニュースを連日見かけます。体調管理等しっかりと、猛暑を乗り切りたいものです。

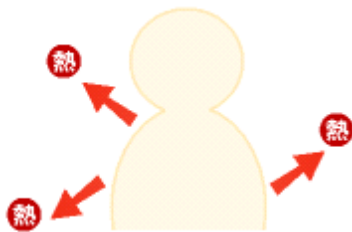
◇ そもそも熱中症って？

日射病や熱射病を含む、暑い時の運動などで生じる障害のことをいいます。熱中症は、体の中の熱と外の暑さや湿度が影響しあって引き起こされます。また、暑い時に発生するというよりも、暑さに馴れていない場合に多く発生します。たとえば、湿度が高く、気温がどんどん上昇するような時お汗をかいても蒸発することができず、運動すると、いつもより体温が上がりすぎて、体の働きがうまくいかなくなり、熱中症になります。

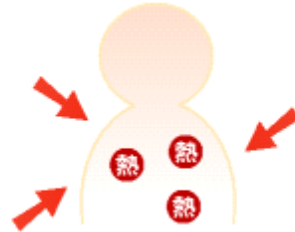
また、炎天下ばかりでなく、室内で静かに過ごしていても起こり得るので注意が必要です。

《体温より気温が低く、湿度も低い場合》

《体温より気温が高く、湿度も高い場合》



体温が一定に保たれている



体温がぐんぐん上がる

◇ 症状は？

- ・高熱であり、脈や呼吸が速い。
 - ・手や足のけいれん、腹筋が痛くなる。
 - ・脱力感、倦怠感、めまい、頭痛、吐き気、気が遠くなる（失神する）
 - ・意識障害（うわごと、もうろうとする、意識不明）
- 等々です。自分では「ちょっと体調が悪い」「少し気持ちが悪い」程度とと思っている間に症状が進んでしまうケースも多いようです。



◇ 予防するには？

- ・体調を整える：睡眠不足や風邪ぎみなど、体調の悪いときは暑い日中の外出や運動は控えましょう。
- ・服装に注意：通気性の良い洋服を着て、外出時にはきちんと帽子をかぶりましょう。
- ・こまめに水分補給：「のどが乾いた」と感じたときには、すでにかかなりの水分不足になっていることが多いもの。定期的に少しずつ水分を補給しましょう。特に夏場お汗と一緒に塩分が失われることを考えると、0.1%程度の塩水もしくはスポーツドリンクを飲むのがオススメです。

他にも、温度の把握・休憩時間・休憩場所の管理等さまざまなことに気を配ることも重要です。

< 田 中 >

●サラリーマンが家屋を賃貸した場合に作成する受取書

Q1 私はサラリーマンで、家屋の賃貸借契約を賃借人と締結し、不動産所得を得ておりますが、その不動産所得が給与所得より少ない場合であっても家賃を受け取った際に作成する受取書は印紙税の課税対象になるのでしょうか。

A 課税対象になります。

家屋の賃貸を目的として、その家屋を賃貸することは、その収入等の規模に関わらず「営業」に該当します。そのため、サラリーマンであっても一方では営業者（貸家業者）に該当しますので、家賃を受領した際に作成する受取書は、営業に関する受取書に該当します。

※受取書に記載された受取金額が三万円未満のものについては非課税です。

●再発行した受取書

Q2 家賃を受け取った際に受取書を交付していましたが、相手先からその受取書を紛失してしまい、再発行して欲しい旨の要請がありましたので、再発行である旨を記載した受取書を発行することにしました。

この再発行する受取書は、前に適正に収入印紙を貼付した受取書を交付しておりますので、課税文書に該当しないとして印紙の貼付の必要はありませんか。

A 再発行した受取書にも印紙の貼付が必要です。

金銭又は有価証券の受取書とは、金銭又は有価証券の引渡しを受けた者がその受領事実を証明するために作成し、その引渡者に交付する単なる証拠証書をいいます。ですから、金銭の受領が1回であっても、その受領事実を証明する目的で作成したものであれば、第17号文書に該当します。

なお、納税義務者は受領書の作成者となります。

●印紙を貼り付けなかった場合の過怠税

Q3 印紙を貼り付けなければならない受取書に、印紙を貼り付けずに相手先に交付してしまいました。貼り付けなければならない印紙の3倍の過怠税が徴収されると聞きましたが、本当ですか。

A 貼り付けなかった印紙税の額とその2倍に相当する金額との合計額（すなわち3倍）に相当する過怠税を徴収されます。また、消印をしていない場合には、消されていない印紙税に相当する金額の過怠税を徴収されます。

参考：国税庁HP 質疑応答事例

研修予定

日時	研修内容	場所	参加費
8月23日(月) 午後6時30分～	テルモ経営研究会 親睦納涼会	ポッチャリーノ POCCIARINO ヴィラオレッタ 2F	3,000円

会社の広告お手伝いします!!

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

～ おもしろ雑学 ～ ラジオ体操

ラジオ体操には第一と第二があるが、第一とは一般向けに作られたもので、第二は職場向けに作られたもの。現在のラジオ体操は昭和26年に始まったもので三代目。ちなみに、二代目のラジオ体操は難しすぎて普及しなかったため一年で中止されています。

某雑学HPより(担当:竹島)





休日カレンダー



8月（葉月）August

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7 田中・原
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21 伊藤・村井
22	23 親睦納涼会	24	25	26	27	28
29	30	31				

・ 網掛けの日が当事務所の休日です。

・ 土曜日も元気に営業しています。

(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)

・ お盆も元気に営業しています。



8月の税務

8月10日

平成22年7月分源泉所得税・住民税の納付

8月31日

平成22年6月決算法人の法人税等・消費税確定申告

平成22年12月決算法人の法人税・消費税等中間申告

平成23年3月・平成22年12月・9月決算法人の消費税中間申告

事業税の第1期分の納付

あ と が き

先日、村上へスポレックの試合に行ってきました。

いつもはサウナ状態の体育館での練習ですが、そこは窓が開き、風も入る体育館でした。…いちばんありがたかったのは何故かアイスを買っていたこと！

スポーツドリンクでの水分補給も、もちろんしましたが、アイスでの水分補給(?)は格別でした。

熱中症で倒れないように、気をつけながら夏を楽しみたいと思います！

小 森